

## 「自家用車積載車の有償運送許可」に係る研修会の開催について

平成23年9月1日より、「事故車等の排除業務に係る有償運送許可」の対象が拡大され、自家用自動車による有償運送（事故車等の排除業務）も可能となりました。許可を得るためには、「国土交通省が指定した団体が実施する研修及び指導を受けていること、並びに車積載車の運行により生命又は身体の損害を受けた者1人につき、保険金額5,000万円以上の損害賠償保険契約等を締結していること。」が必要となります。

今年度の当会が開催する研修会は、今回募集する下記2回のみで開催となります。

当研修会は、有償運送許可を必要とされる事業者で、まだ許可をお持ちでない新規の事業者ならびに既に許可を受けられて引き続き許可を必要とされる事業者（許可有効期限は1年のため毎年受講と申請が必要）も対象となります。申込書に必要事項を記入の上、FAX(077-585-7500)にてお申込みください。なお、研修会修了後に振興会会員事業者におかれましては、許可申請書類の受付を行います。また、振興会会員以外の事業者におかれましては、受講証明書を発行いたします。

### 記

1. 日 時 ①平成25年7月26日(金) 10:00~16:00(受付9:15~)  
②平成25年8月5日(月) 10:00~16:00(受付9:15~)
  2. 会 場 守山市民ホール 小ホール(集会室)  
守山市三宅町125 (TEL077-583-2532)
  3. 定 員 各200名(定員になり次第、先着順にて締め切らせて頂きます)
  4. 申込期間 平成25年7月12日(金)まで
  5. 費 用 会員 5,000円 会員以外 8,000円 (当日受付にて支払)
  6. 持 参 品 ①筆記用具(黒色ボールペン)  
②許可を受ける車積載車の任意保険の証書(写)  
(対人1人につき保険金額5,000万円以上の損害賠償保険契約)  
③許可を受ける車積載車の自動車検査証(写)  
④印鑑 車積載車の検査証の使用者が法人の場合 事業者印(角印)  
車積載車の検査証の使用者が個人の場合 認印(シャチハタ不可)  
※後日、申請書を提出される会員事業者及び振興会会員以外の事業者は、  
②~④について持参する必要はありません。
  7. 研修内容(昨年度と同じ内容)  
(1)「許可条件」等排除業務の主旨について~(4)関連法規について まで
  8. その他  
○受講人数は1事業者、1名と致します。  
※同一事業者で、複数の事業場に車積載車をお持ちの場合は、1事業者1名の受講で複数の事業場の車積載車の許可申請を行うことが出来ます。但し研修内容について社内教育を行う必要があります。  
○車積載車の登録番号が県外のもの、滋賀運輸支局には申請できません。
- ※ 当日、昼食は各自でご用意、お済ませください。

# 「自家用車積載車の有償運送許可」に係る研修会

## 受講申込書 (会員用)

申込期限 平成25年7月12日(金)まで

日 程 平成25年7月26日(金)・平成25年8月5日(月)

会 場 守山市民ホール 小ホール 守山市三宅町125

研修時間 10:00~16:00 (受付9:15~)

研 修 希 望 日	1. 7月26日(金)	2. 8月5日(月)
認 証 番 号	TEL	
事 業 場 名		
事 業 者 名		
代 表 者 名		
参 加 者 名		
申 請 予 定 台 数	新規 (      台)	継続 (      台)
許可証満了日 ※(現在、既に許可証をお持ちの場合)	平成      年      月      日	

※研修会当日、下記①~⑦のものをご持参ください。

(後日、申請書を提出される場合、③~⑥については持参する必要はありません。)

①受講申込書 (本書)

②受講料 会員 5,000 円

③許可を受ける車積載車の任意保険の証書 (写)

(対人1人につき保険金額5,000万円以上の損害賠償保険契約等)

④許可を受ける車積載車の自動車検査証 (写)

⑤印鑑 車積載車の検査証の使用者が法人の場合 事業者印 (角印)

車積載車の検査証の使用者が個人の場合 認印 (シャチハタ不可)

※印鑑を持ち出せない場合は、「自家用自動車有償運送許可申請委任状」(滋整振会員ホームページよりダウンロード)に押印(排除事業者名欄と委任状上部余白部分に捨印の2箇所)の上ご持参ください。

⑥「有償運送許可証」(写) ※既に許可証をお持ちの場合

⑦筆記用具 (黒色ボールペン)

 ※ 申請台数が複数の場合は、許可証満了日が最も早い満了日を記入して下さい。